

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化することを求める意見書

当市議会は「世界に先駆けて、海に感謝し、その恩恵を守る努力を一層強化する立場から、海に対する国民の理解と認識を高めることを目指し、7月20日を「海の日」として国民の祝日に制定する」ことを求める意見書を平成5年3月24日に内閣総理大臣等に提出した。

平成7年に「海の日」（7月20日）が国民の祝日に制定され、平成8年に施行されたが、平成13年にいわゆるハッピーマンデー法が成立したことにより、「海の日」は平成15年から7月の第3月曜日になり、毎年その日にちが変動する祝日となったことから、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となった。

海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきた我が国にとって、7月20日を海の日として固定化し、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という海の日の趣旨に思いを致す機運を盛り上げることが極めて重要である。海の日が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に関わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待される。

四面を海に囲まれた我が国は海なしでは成り立たず、海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けており、海と共生している国民ともいえる。

よって、政府におかれては、国民の祝日、海の日を7月20日に固定化するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣
内閣官房長官
国土交通大臣

} あて